

(別紙)

令和2年3月19日

福島県借上げ住宅に係る  
宅地建物取引業者の皆様へ

福島県建築指導課

### 福島県借上げ住宅の退去時トラブル防止について

日頃より本県の借上げ住宅の運営について御協力いただき、厚く御礼申し上げます。

さて、東日本大震災から9年が経過し、本年3月末で双葉町及び大熊町からの避難者並びに特定延長者として認められた方を除き、本県借上げ住宅の供与が終了することとなります。

この3月で多くの入居者が退去されることとなりますが、退去に当たりましては、入居者及び貸主（又は貸主代理）の双方に立ち会っていただき、退去時の原状回復の費用負担を確認していただくよう、これまでもお願いしておりますが、立会い時に費用負担の確認が十分になされなかったことなどにより、これまでもトラブルが発生しております。

また、県では入居時に退去修繕負担金として家賃の2か月分を貸主の方にお支払いし、原状回復（通常損耗、経年劣化を含む）に要する費用に充てていただくこととしております。

つきましては、後々のトラブル防止の観点から、退去時の立会いについて御配慮いただくとともに、借上げ住宅の契約書に基づき原状回復の費用負担を双方で確認いただくよう入居者及び貸主の方へ御助言くださいますよう御協力をお願いいたします。

なお、費用負担につきましては、国土交通省が定める「原状回復をめぐるトラブルとガイドライン」により確認を行うよう併せてお願いいたします。

問い合わせ先：建築指導課 024-521-5764 又は 024-521-8449  
住宅相談窓口 024-521-7698